

## 天理市広告付おくやみハンドブック仕様書

### 1. 配布期間、納品日及び納品場所

- (1) 配布期間 令和8年4月1日(水)から令和11年3月31日(土)まで
- (2) 納品日 各年度の前年度3月31日
- (3) 納品場所 天理市役所 市民課

### 2. 規格及び作成予定部数

- (1) 品名 天理市広告付おくやみハンドブック(以下「冊子」という。)
- (2) 規格 A4判(縦297mm×横210mm) ※中綴じ、横開き、左開き
- (3) ページ数 概ね20~30ページ程度
- (4) 印刷色 フルカラー印刷
- (6) 部数 各年度900部

### 3. 冊子の構成

掲載内容は現行の「おくやみハンドブック」の内容を原則全て掲載するものとする。

### 4. 広告について

- (1) 無償提供者は、掲載しようとする広告について、広告掲載依頼書及び広告主の誓約書兼同意書を天理市が定めた期日までに提出し、天理市長の承認を受けなければならない。
- (2) 広告の掲載は、全体の30%以内とし、表紙及び裏表紙への広告記載は、不可とする。
- (3) 広告の内容は、おくやみ手続きの特性に合わせた広告とし、市内の事業者を優先すること。
- (4) 広告の掲載位置は、天理市と無償提供者の協議の上決定するものとする。
- (5) 天理市の情報と広告情報の混同を避けるため、天理市のページと広告ページは独立して配置すること。
- (6) 広告欄には、必ず広告である旨を表示すること。
- (7) 無償提供者は、広告掲載に当たり、天理市が広告の斡旋及び媒介を行っているような誤解を招くことがないように執り行うこと。
- (8) 広告主の募集活動に関しては、無償提供者の責任においてその告知から契約まで行うこと。また、広告内容に関しての責任は、無償提供者及び広告主が負う。

- (9) 上記に掲げるもののほか、無償提供者は、天理市有料広告掲載に関する基本要綱及び天理市広告付おくやみハンドブック無償提供に関する要綱を遵守しなければならない。

## 5. その他

- (1) 冊子は、年度ごとに作成する。
- (2) 冊子の製作にあたり、全般にわたって天理市と連絡、調整をしながら行うものとする。
- (3) 校正については、協定書締結から配布開始まで3回程度、その後配布期間にあっては年1回程度とする。
- (4) 冊子に関し、第三者からの苦情や何らかの問題が生じた場合、天理市及び無償提供者は直ちに問題解決のために対応するものとする。ただし、無償提供者が募集を行った広告内容に関する一切の責任は、無償提供者及び広告主が負うものとし、天理市は一切の責任を負わない。
- (5) 無償提供者は、広告主及び広告内容が基準に定める内容等に対し、不適切な状況が生じた場合は、速やかに冊子を回収し、代替の冊子を天理市に提供しなければならない。落丁や乱丁などの場合も同様の対応を行う。
- (6) すべての内容は関係法令で定める基準に準拠したものでなければならない。

## 6. 問い合わせ先

〒632-8555 奈良県天理市川原城町 605 番地

天理市役所 市民課 スマート窓口推進係

電話 0743-63-1001 (内線 706)

電子メール [siminn@city.tenri.nara.jp](mailto:siminn@city.tenri.nara.jp)